条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第二十六条第一項、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項（独立行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る。）並びに地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第二十条第一項の規定に基づく監査を実施する。

［9・10　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第九百三十三号

外国人漁業の規制に関する法律施行規則（昭和四十二年農林省令第五十号）第二条の規定に基づき、令和五年農林水産省告示第六百四十六号（外国人漁業の規制に関する法律施行規則第二条に基づき農林水産大臣が定める水域及び期間を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後

外国人漁業の規制に関する法律施行規則第二条の農林水産大臣が定める水域及び期間は、次の表の上欄に掲げる水域及び当該水域についてそれぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

水域	期間
（略）	（略）
次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（我が国の排他的経済水域を除く。） イ　北緯三十四度三十五分東経百三十七度三十分の点 ロ　北緯三十四度二十分東経百三十七度三十分の点 ハ　北緯三十四度二十分東経百三十八度十分の点 ニ　北緯三十四度三十五分東経百三十八度十分の点 ホ　北緯三十四度三十五分東経百三十七度三十分の点	六月の第四金曜日（第五金曜日がある場合にあつては、第五金曜日）から八月の第一日曜日（八月一日が日曜日に当たるときは、八月八日）までの日曜日、金曜日及び土曜日

改正前

外国人漁業の規制に関する法律施行規則第二条の農林水産大臣が定める水域及び期間は、次の表の上欄に掲げる水域及び当該水域についてそれぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

水域	期間
（略）	（略）
次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（我が国の排他的経済水域を除く。） イ　北緯三十四度三十五分東経百三十七度三十分の点 ロ　北緯三十四度二十分東経百三十七度三十分の点 ハ　北緯三十四度二十分東経百三十八度十分の点 ニ　北緯三十四度三十五分東経百三十八度十分の点 ホ　北緯三十四度三十五分東経百三十七度三十分の点	六月の第四金曜日（第五金曜日がある場合にあつては、第五金曜日）から八月の第一日曜日（八月一日が日曜日に当たるときは、八月八日）までの日曜日、金曜日及び土曜日